第1章 背景と課題 (瀬戸 篤/小樽商大)

< 概要 >

1999(平成11)年11月に成立した「産業技術競争力強化法」と、2001(平成 13)年6月の大学発ベンチャー1000社を目標に掲げた「平沼プラン」以降、国立大 学においても新技術を通じた新産業創出という観点から、産学連携は飛躍的に進歩した。

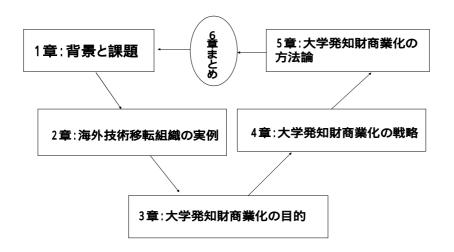
本章では、これらの背景とその後明らかになった課題について明らかにする。特に、20 04年4月に全ての国立大学が法人化されたことによって、従来は個人帰属として事実上 看過されてきた〈大学発知財の所有権と使用権〉は、大学管理下に置かれることとなった。 こうした知財は、職務発明対価や利益相反にも直結することから、本来は教育と研究を使 命とする大学内において、新技術や新産業創出を産み出すという、一見相対立する大学の ミッションを取り上げる。

はじめに、本報告書の全体構造を明らかにする。

< 構成 >

- 1-1 本報告書の背景
- 1 2 本報告書の課題
- 1 3 本報告書の構造

本書の構造



<参考>

1 - 1および1 - 2については、DND研究所HP掲載 『瀬戸篤 「甦る大学経営の視点・論点」第一回:大学発 ベンチャー、第二回:地域貢献、第三回:産の側の課題』筆者原稿を加筆修正(http://dnd.rieti.go.jp/)

1 - 1 本報告書の背景

(キーワード:大学発 VB の隆盛と社会貢献、教育研究と社会貢献、科学技術戦略)

大学発VBの興隆と社会貢献

我が国で大学発ベンチャーの重要性が一般的に認識されたのは、おおむね2001(平成 13)年6月の「平沼プラン」による大学発ベンチャー1000社構想からと考えて間違 いない。爾来、我が大学こそは・・・という感じで、多くの国立大学と一部私立大学にお けるベンチャー設立機運は一気に高まった。

「大学発ベンチャー」という現象は、その無数の試行錯誤と失敗例を含めて、実に実り豊 かな経験を大学人および我が国にもたらした。<u>第一に</u>、我が国歴史上初めて、大学人が富 を直接生産する当事者になる経験をもったことだ。その結果、大学人は、1997(平成 9)年以降の経済大混乱にあった日本経済に対し、テクノロジーに裏付けられたアントレ プレナーシップ(起業家精神)の発揚を体現し、少数ながら地域の新規雇用創出に成功した。

第二に、大学発ベンチャーに対するVC直接投資によって、東京から地方への民間資金還 流がわずかながらも実現したことである。というのは、我々が振り込む保険・預貯金・株 式等の資金が日々東京・金融機関本店へと流れる我が国の金融システムでは、地方への資 金還流は従来、公共事業と国庫補助・交付金による中央から地方への財政支出によって支 えられてきた。だが、地方に確固たるIPOベンチャーが出現することによって、わずか ながらも民間資金の地方環流が実現した。この流れは、地方におけるVCファンドの設立 によってさらに加速している。

第三に、地方の国立大学は、地域貢献とは何たるかを初めて自己学習できたことだ。従来、 国立大学教官(今は教員と呼ぶ) は、国から送られてくる決して減額されることのない永 遠の〈予算〉を年度内に完全消費して、世界を相手にする学問を〈探究〉する場としての み、自らを位置づけてきた。だが、税金を投入する国民とは生身の企業と従業員、自営業 者なのだ。こうした企業・人々に対して、大学は従来の教育と研究に加えてく地域の新産 業創出 > を通じた具体的貢献が可能であることを実証した。

このように、大学発ベンチャーは、大学人と地域社会の双方に対して大学の存在意義を鮮 明にアピールできたし、太平洋戦争敗北後に絶えて久しかった社会イノベーションの新た なエンジンとなりうることを証明した。しかしながら、本当にそれでハッピーなのかとい えば、話はそれほど単純ではない。私立大学を含めた我が国大学における知財の保護と活 用のための人材および資金の不足は、米国に比して絶望的な状況にある。また、たとえ大 <u>学発ベンチャーが設立されても、IPOまで牽引できる有能な経営人材はほとんど存在し</u> ない。なぜならば、知財管理でも企業経営でも、それにふさわしい資質と能力を有する人 材は一部大企業に集中し過ぎており、かつ彼らは激烈な社内外競争の最中にあって消耗戦 を日々強いられているからだ。

それゆえ、大学がなし得る次なる仕事は、大企業にひしめく有為なる民間人材の受け入れ

と、彼らの雇用創出にある。そのためには、「教授ポストーつをどうするか」といった次 元とは決別する<ライセンスアソシエイト>、<知財本部運営>、<大学経営管理>とい った仕事に、次々と民間企業からの有為なる人材登用を大胆に進めるべき時代に大学は入 っている。大学発ベンチャーにおける試行錯誤が、大学人に時代の要請と期待を正覚させ る大きな契機となったことは間違いない。

教育研究と社会貢献

2000年代に入り我が国の総人口は減少に転じた。我が国総人口が、1872年(明5) 3 4 0 0 万人、 1 9 0 5 年(明 3 8)日露戦争時で 4 6 0 0 万人、 1 9 4 5 年(昭 2 0)太平 洋戦争終結時の本土人口が7200万人であった。現在、1億2000万人の総人口を抱 えながらも、1948年(昭23)当時の出生数である260万人をはるかに下回る10 0万人程度の出生数しかない我が国で、700校(内国立大学法人は90弱)を超える大 学が存在する。だが、戦後の団塊世代とそのジュニア達が大学に入学した1966年(昭 41)前後および1997(平9)前後は過去のものとなり、もはや18才人口は急激に 減少するばかりである。

国内大学の1/4校以上において定員割れの学部を抱えているにもかかわらず、入学定員 は、1997年(平9)以降もさらに増加している。一般的な私立大学の場合、総収入の9 割近くを入学検定料や入学金を含めた学費に依存しているため、18歳受験生の減少は大 学経営を直撃する。けれども、大学は一般民間企業と同様のリストラに全く手をつけられ ずにいる。18年前の出生人口をみると、2007(平成19)年以降の大学入学予定者 が急激に減少することは明白であり、数年以内に多くの大学倒産が始まることは避けがた 11.

こうした事態に直面して、これからの大学が為すべき課題は以下の2点に集約されるだろ う、と筆者は考えている。第一に、学内では、他大学との競争力に欠ける学部・専攻を整 理統合し、強い学部・専攻をより強化する方向に進まざるを得ない、いわゆる<リストラ 型>だ。こうして、大学の入学者定員を減少させ定員割れを回避しながら、強い学部・専 攻の教員と学生の質を向上させる。第二に、人口と所得の増加が著しいアジア諸国の留学 生を、一般の日本人学生と同様に迎え入れるため学内の教育言語を英語へと切り替える< 国際型>。そのためには、米国同様に教員の1/4程度を外国人化せざるを得ない。

しかしながら、大学組織は株主と経営者のいる民間企業と異なり、所属する教員の専門分 野を教員組織とともにリストラクチャリングすることは、現実はほぼ不可能である。そこ で、第三の方法として<地域雇用創出型>が考えられる。すなわち、卒業学生の雇用先と なる企業を大学キャンパス内外に誘致、もしくは自らベンチャーを創出し地域に卒業生を 中心とする新規雇用を創出するスタンフォード大で成功したモデルである。これにより、 地域の経済発展と学生獲得に好循環を大学イニシアティブのもとで形成することが可能と なる。その結果、現在の教員や学部構成を劇的にリストラすることなく、少数の教員や専 攻の情熱と奮闘によって大学全体が救われる。一見、この方法は不公正でフリーライダー (ただ乗り)を助長しそうだが、学問の多様性と学部教養教育の重要性を考えると大学に おける最大多数の最大幸福をもたらす妥当な方法だ。それでも、プロサッカーやプロ野球

が一流選手を高額で獲得するのと同様に、地域の雇用創出に直接貢献できる一流の大学教 員や民間人を大学はヘッドスカウトする必要があるだろう。その結果、優れた教員を確保 できない大学や学部の淘汰は自然に進む。結局、神の見えざる手が機能し始める。

こうした事態を冷静に観察すると、21世紀に発展する大学のキーワードは「雇用創出が 可能な先端テクノロジーと大学発ベンチャー」となろう。もちろん、ハイテク技術シーズを有 する大学ばかりではないのだから、第一、第二の方法も必要であり、特に社会科学系・人 文科学系の大学においては、「良質丁寧な学部教育と実践的かつ先端的な大学院教育」「アジ アからの留学生と社会人大学院の大幅増しの努力も極めて重要だ。

いずれにせよ、地域における雇用創出と人材育成の要として大学への期待は高まる一方だ が、それを左右するのは熱意溢れる優れた大学教員の存在にあり、真に機能させるものが 大学経営である。

科学技術戦略

社会的認知度が高まるにつれて、大学発ベンチャーはく大学知財の産業化のための担い手 > としての役割がはっきりとしてきた。

1999(平成11)年、国立商科大学の立場から大学発ベンチャー支援を開始して以来、 国内大手企業が大学研究者と結んだ特許発明取り扱いに関する過去の < 念書 > について、 他大学の研究者よりしばしば相談を受けた。曰わく、「A教授が開発した本特許の出願は、 B(企業)が行い、教授Aは発明者となる。後日、本特許に基づく製品化に成功した場合、 BはA教授に年額100万円を年度末に支払い、これに関する一切の権利をA教授はBに 譲る。もしも問題が生まれた場合、両者は円満に協議して善意で解決すべきものとす る。」

確かに、A教授は教え子の就職先としてもB企業に期待するところ大であったかも知れな い。だが、「これは著作権料の一部だ」と主張しても、事実上対価の設定は企業が決めて おり、また大学の知名度・関与も全く無かった。その結果、支払いは、企業から教授の研 究室への奨学寄附が大半であった。だが、奨学寄付金の場合、そもそも著作権が発生して いないとの前提に立っているため、A教授にはB企業に寄附を要求する権利が一切ない。

以上は法人化以前の純然たる過去の話だが、国立大学法人が予算の多くを税金で賄われて いるとしても、一生懸命努力した研究成果について、企業が相当な対価を教授(学生)や大 学に対して支払うことは当然である。他方、現在の大学の姿勢にも問題がある。確かに特 許出願費用や維持費用はかかっているが、試作品もない状態で企業に多額の特許費用負担 やロイヤリティを要求するのは、あまりにも企業側の努力を軽視している。

だからこそ大学発ベンチャーが大切だ。特許から試作品を作るためには、膨大な時間とコ ストを要する。研究者が関わる大学発ベンチャーが試作品まで作ってから、その過程でわ かったノウハウも含めて大手企業側に技術供与すれば、製品化を急ぐ企業側のコストと時 間は大いに節約される。その結果、企業側からも、大学発ベンチャー・教授(学生)、並び

に大学側により大きなロイヤリティの支払いが可能となる。

何に使えるかわからずに〈研究〉された知的成果を、何に使えるかわかって〈開発〉され る試作品にまで、すみやかに移行させる努力が産業イノベーションの実態であり、成果が <コアテクノロジー>だ。ナノ・バイオ・光などの分野で<日本発コアテクノロジー>が 今ほど求められている時代はない。日本人のバイオ研究者が海外研究所から自ら関わった 試料を持ち出しそうとして、FBIにスパイ法で逮捕された。我が国の大学が、日本の産 業界のためにコアテクノロジーを次々と提供しなければ、やがて日本の産業競争力は2流、 3流レベルへと転落することは明白である。現実に、昨年以降、中国のバイオ関連特許出 願数は我が国のそれを完全に抜き去った。

こうした事態を回避し、現在同様に未来も日本が優れた産業国家であり続けるためには、 企業の研究者・エンジニアが積極的に国内大学に派遣され、また企業は試作品まで作りあ げた大学発ベンチャーに対して十分な対価を支払う必要がある。もちろん、大学発ベンチ ャーが大学に寄附又はロイヤリティを支払うのは当然だ。そのためには、我が国大学その ものがイノベーションに満ちあふれる組織として機能しなければならない。つまり、大学 と企業の相互リスペクト(尊敬)、大学発ベンチャーの産み出す<日本発コアテクノロジー >、そして次世代の研究者・エンジニアたる学生が教員やエンジニアに対して抱く憧憬、 が本質的に重要となりつつある。

こうした環境を、いち早く我が国大学において実現するための戦略およびその方法論が、 現在、〈産業政策〉として問われている。だが、大学には次世代の高等教育とまだ人類に とって未知である領域開拓という高次元なミッションが存在する以上、産業政策すなわち 即効性のある技術開発の観点から、対立・矛盾は一見避けがたいものにも思える。それゆ えに、両者を合理的かつ相互補完的に結びつけられる大学発知財の商業化戦略が是非とも 必要となる。

1 - 2 本報告書の課題

(キーワード:ポスト法人化と知財マネジメント、利益相反と責務相反、基礎研究&教育と商業化 研究)

ポスト法人化と知財マネジメント

各大学において一斉に知的財産本部が組織された、もしくは組織化の最中にある。だが、 すでにTLOの整備が進んでいた国立大学法人において、法人化以降、TLOと知財本部 との連携・協力・分業についてはこれから、という大学が大勢をしめているように思える。

なぜ、TLOと大学知財本部との連携がギクシャクするのであろうか。その理由としては、 次の三つが考えられる。第一に、知財権の大学帰属が明確化して以降、従来は大学教員個 人からの依頼に基づきTLOが行ってきた特許出願が、TLO単独では出来なくなった。 第二に、その結果、特許出願に関する主導権が大学本部に移ったため、これまで大学の知 財管理機能を補完すべく誕生したTLOの役割が減少し始めたこと。第三に、「大学発べ ンチャーの設立数とその質(IPO等)」が大学評価の大きなポイントとなりつつあるが、 TLO・知財本部ともに大学発ベンチャーの設立支援分野で競合状態に入ったこと。

一方、国立大学法人法によると<国立大学法人は承認技術移転事業者に対する出資が認め られている>。すなわち、従来、教員個人による出資によって作られてきた株式会社TL Oは、全面的に大学本体からの出資を受け入れ、役員派遣を受け入れることが可能な時代 に入ったといえる。それゆえ、少なくとも国立大学法人は、単独であれ複数であれ35% 以上を出資して監査役を当該TLOに派遣すべきであろう。なぜならば、大学発の特許を 保有・管理する事業組織に対して、大学が監査権を有し株主総会における拒否権を有する ことは、極めて自然な行為として考えられるからである。

残念ながら、こうした方向に進んでいる大学はむしろ少数派に留まり、現状では大多数の TLOと大学知財本部が併行・併走状態にある。その結果、ますます両者の距離は広がる。 一体、何のための知的財産本部だったのだろうか? 大学が特許出願数の多寡を誇る意味 は、実はほとんど存在しない。なぜなら、各種費用が無償である3年間の特例期間を終了 後は、大学にとって出願特許の維持費は企業同様に莫大であり、それを保有することで他 社とのクロスライセンスによる自社の技術開発促進に用いられる企業と異なり、大学おけ る未活用の特許保有は大きな不良在庫となりかねない。今後、つまり、毎年1%の運営交 付金を削減される国立大学法人における、実施活用されることのない特許維持は重荷以外 の何者でもないからだ。

そこで、本報告書の課題が見えてくる。大学における知財マネジメントの目的は、<管理 > することにあるのではなく、我が国新産業創出を目的とした < 活用 > を促すことにある。 そうであるならば、特許の囲い込みや独占的実施権ばかりが唯一の方策ではなく、より広 い知的インフラとしての技術供与やその活用に関する啓蒙普及も、大学発知財のマネジメ

ントに求められる重要な選択肢である。

それゆえ、大学教員から一報される大学内で生まれつつある知的研究成果に関して、それ が<特許足りうるか?>という固定観点から脱却し、それが<どのようにすれば社会に活 かしうるか?>および<我が国新産業創出にどのような貢献があり得るか?>という観点 に立ったく戦略的な知財マネジメント>が学内又は学周辺に欠かせない。

もしも、大学教員が産み出した知的成果が、人類の知識として普遍的な真理解明につなが るものであったならば、いち早く教員個人の氏名で全世界に向けて〈成果公表〉と〈論文 発表 > を大学の名の下で行い、卑近に訳すれば『ノーベル賞』を狙うべきであろう。

だが、その知的成果が、我が国産業を高度・劇的に進化させうる強力な知的財産であると 考えられるのであれば、 < 商業化 > の視点からさまざまなシナリオを描くべきであろう。 このシナリオは、必ずしも<大学発ベンチャー>に限られるものではなく、<特定民間企 業へのライセンシング > や < 基本特許を実証する特定民間企業・他大学との共同研究 > 、 < 技 術普及・標準化のための多数の民間企業に対する安価なライセンシング > 等、知財活用に関 する多くの商業化オプションが広く選択されるべきである。また、技術の移転先ないし共 同研究先も、大学発ベンチャーのみならず、地元中小企業、国内大手はもちろん、海外企 業も視野に置くべきであろう。

こうした、広い視野と優れたシナリオ作成は、当然、一人の人間がカバーしうるものでは ないが、知財の供給者が大学研究者個人である以上、研究者から全幅の信頼を得られる優 れて知財とビジネスに明るハプロフェッショナルでなければ、到底ミッションを果たせな いことは明白である。

それゆえ、従来の日本型人事教育システムの特徴である、終身雇用型のジェネラリストで は対応不可能といえる。欧米では、 < Ph D & M B A > 学位保有者で産業界における経験 を有するものから、「固定年棒10万ドル+成功報酬型ボーナス、再任有りの任期10 年」といった条件で、有能な人材が民間より大学へヘッドスカウトされている。

利益相反と責務相反

これについては、各大学ともに「利益相反マネジメント」として定着し始めるとともに、 国立大学法人化後の外部監査法人によるアドバイザリー業務の一部として、その是非が監 査対象に加えられるようになっている。

大学発ベンチャーを進める過程で不可避的に生ずる < 利益相反の研究 > としては、すでに 本学と新日本監査法人との共同研究として、瀬戸・江戸川・山本『大学発ベンチャーと利益相 反』(新日本監査法人編 Venture Support sensor 2004/特別号 2004年2月)、及び『大学 発ベンチャーマニュアル 創設から廃止まで 第6章』(文部科学省 H17 年度委託「21世紀産 学官連携手法の構築」小樽商科大学(BC編)詳しい。

ここでは、知財の商業化オプションを構想し、特に学内で商業化を進める場合に予想され る教育ミッションとの対立として、 < 責務相反 > の解決策を考察する。現実に、優れた応 用研究、先端研究成果の産業化、および高度軍事技術開発で著名な米国のMITの場合、 利益相反における問題よりも、はるかに教育ミッションとの乖離問題に関して、責務相反 の監視・コントロールが厳しく為されている。もしも、兼業・兼務先の都合で授業を一方 的にキャンセルしたことが後日発覚した場合、教員免職の規定すら存在する。そこで、こ の面における日本型の解決策を提示したい。

基礎研究と商業化研究

商業化オプションを構想する場合に避けて通れない課題が、従来から大学内で行われてき た論文公表を目的とする「基礎研究」及び大学院生等の研究指導における学術成果公開の 原則に立った「研究者養成」と、守秘義務・非公開を必然とする「商業化研究」との対立 である。

我が国産業界には、知財権の大学帰属も重なって根強い<大学不信>が存在する。それら は、「我が国の大学内部において、市場競争を知らない教員・学生ともに現在の研究テーマに 関する機密保持を求めることは相当に難しい」、「特許より論文が大学内部における昇進に極め て大きな影響力を有する我が国大学システムでは、大学教員が自らの昇進を妨げる結果につな がる特許出願よりも論文公表により大きなモーチベーションを有するのは当然だ」、「我が国の 基幹的なサイエンス研究教育を担っている国立大学の事務組織運用体系は、恐ろしく旧態依然 としており、事務の非効率によって研究事務契約は著しく遅い」といった先入観である。

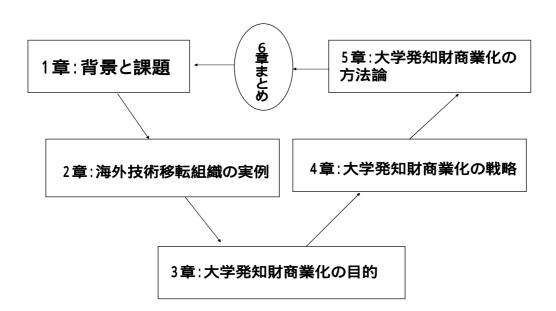
こうした状態は、国立大学法人化前後で相当に改善されたし、また大学経営側でも多くの 学内規則・運用ルールを制定中である。だが、本質的には、国立大学法人の学生はもとよ り教員の大半が、産業界が置かれている激烈な世界的規模の市場競争の厳しさを知らない し、教員人事が論文の量と質で絶対的な評価基準となっていることは不変である。そのた め、大学発ベンチャー等に積極的に自らの知財を提供した一部の教員を除き、企業側が求 める真のニーズを受け止め翻訳できる教員・知財本部スタッフは極めて少ない。

こうした我が国大学をめぐる環境にあっても、高度に基礎的かつ知的な研究成果は、商業 化される過程で劇的に革新されイノベーションを大学から産み出すための重要な端緒とな り得ることを、論理的・実証的に説明することが重要である。本報告書の課題は、まさに そのために意図された。基礎的な研究成果が、産業化され製品を生み出す源流となること は、本質的に大学における基礎的な研究水準を飛躍的に高め、新産業創出と地域の雇用創 出に貢献するとすれば、その論理メカニズムが明らかにされなければならない。これこそ が、本研究報告書に課された最大のミッションである。そのために、<商業化>という概 念把握まで遡り、なぜそれが<真理の探究>と両立しうるかについても検証される所以で <u>ある</u>。

1 - 3 本報告書の構造

こうした本報告書の構造を明示すると、以下の通りとなる。

本書の構造



すなわち、1章(1-2本報告書の課題)で明らかとなった「高度に基礎的かつ知的な研 究成果は、商業化される過程で劇的に革新され、イノベーションを大学から産み出すため の重要な端緒となり得ることを、論理的・実証的に説明することが重要である」という点 に関して、どうして < 商業化 > されるとイノベーションが生まれるか説明されなければな らない。

そのため2章では、海外技術移転組織における<実例報告>から、大学発知財の商業化と イノベーションの関係はどのような背景をもってそれが行われているか。また、実際に、 知財の商業化に関してどのようなことが実際に行われ、どのような成果が上がっているか、 を調べる必要がある。それが、単なる景気循環過程における短期的な雇用対策・経済対策 であるとすれば、バイオ分野で10 15年を要すると言われる商業化を遂行されている ことは説明出来ない。

次に3章で、こうした2章における海外での<実例報告>、および1999年以降に小樽 商科大学ビジネス創造センター(СВС)で取り組んできた6年間にわたる大学発ベンチャ

支援活動を通じて得られた<実践知>から、「知財商業化の目的」の構造化を試み、商 業化の目的として、大学が商業化に取り組むミッションと地域への経済効果について考察 する。また、商業化に不可避な問題となる利益相反および責務相反のうち、後者における 教育と商業化の両立を可能とする方策について考察する。前者、すなわち利益相反につい ては、前年度(平成15年度)の委託研究テーマ『大学発ベンチャーマニュアル 創設から 廃止まで 』の第6章に詳しいので、参照されたい。

本章ならびに次章4章では、筆者が過去6年間の大学発ベンチャー支援活動中に産学官 各方面より要請されて行った特別講演、および国内外の大学(名古屋大学大学院、一橋大 学大学院、ペンシルバニア大学経営大学院ウオートンスクール) および小樽商科大学専門 職大学院ビジネススクール(アントレプレナーシップ専攻『技術と事業革新』」)におい て行った講義録を、編集した上で再録している。そのため、文章ではなく講義録オリジナ ルのパワーポイント形式となっている。

さらに4章では、3章で得られた目的を実現するため、我が国大学特有の歴史・文化・環 境に適合した「知財商業化の戦略」を構想し、単なる表層ではない、21世紀の我が国新 産業創出に真に貢献しうる産業イノベーションを非連続的に産み出しうる大学での営みに ついて、マクロ経済・産業経済・技術史の観点から構築を試みる。これは、これまでに経 済産業省、筑波大学、琉球大学、北海道大学等で行った講演内容を、編集した上で再録し ている。

いよいよ5章では、我が国における大学発ベンチャーをはじめとする大学発知財の商業化 のために第1線で働いている知財・資金・経営・成長・税務の各分野における5名のビジネス・ プロフェッショナルによるオリジナリティ豊かな解説から、その鮮やかな方法論を学ぶ。 以上の解説は、日本経済新聞社広告局が六本木アカデミーヒルズにて平成16年11月 - 2月 第1土曜日(終日)に開講した計4回の連続講義『講座:エンジニア・アントレプレナーシップ』に おける講義録の再録である。日本を代表する上場企業経営管理職を対象に行われた講義は、 日経新聞社広告局および講師各位の善意溢れる同意に基づき、可能な限りオリジナルに近 い形で当日用意された講義録を再録した。また、各講師は、全員、小樽商科大学大学院(夜 間社会人コース)を修了したCBC学外協力スタッフ、もしくはCBCとの共同研究者である。

こうして、アカデミックを超えて、実践を通じてしか得られない貴重な実践知を、再びア カデミックの観点に差し戻して検証を加える〈実学〉としての検討結果が、6章の「まと め 商業化の実現に向けて 」である。ここでは、現状、あるべき理想モデル、そしてこ れからの課題について敷衍したのち、本報告書を終了する。